

何も準備せずに 2019年10月1日の

消費税率引上げ  
軽減税率導入

を迎えると

# お店は大変です!

軽減税率対応のレジ  
を用意しないと



あ  
8%と10%を  
どうやって  
打ち分けるの??

この返金処理、  
8%なのか、  
10%なのか  
わからないよ??

8%の持ち帰りと  
10%のイートインの  
売上を分類できないと  
納める消費税が  
わからない!?

この経費は何%の  
税率なの!?



クレームが増えた!  
納税額が増えた!

キャッシュレス決済  
に対応しないと



あ  
5%還元しない  
お店には  
行かないわ

レジが混んでる  
お店には  
行かないわ

え、ライバル店は当店より  
クレジットカードの  
手数料が1%も安いのか!?

あのライバル店は、  
どうして5%還元  
セールなんか  
できるんだろう!?



売上が減った!  
利益が減った!





2019年10月1日の消費税率引上げに備えて  
「軽減税率対策補助金」と、  
「キャッシュレス・消費者還元事業」を活用しよう

詳しくは  
裏面へGO!

消費税率引上げ・軽減税率対策はお早めに!  
商工会議所は中小企業の軽減税率対策を支援します!

# 「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際ご活用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

軽減税率対策補助金 自己負担額 <b>1/4</b> 2019年9月30日までに導入・修正・支払が必要			キャッシュレス・消費者還元事業 2019年4月初旬から 中小・小規模事業者の登録も開始予定 実施期間：2019年10月～2020年6月			
受発注システム (B型)	請求書システム (C型)	レジと周辺機器 (A型)	流通段階BtoB 			
流通段階BtoB			小売段階BtoC 			
飲食料品の販売 有	受発注システムの改修※1 電子的な受発注システムを改修・入替 発注 → 8%、10%データ → 受注	請求書システムの改修※2 税率ごとに区分して合計した税込額等を記載 10%対象 ○○円 8%対象 ○○円	複数税率レジと周辺機器の導入※3 レジ 券売機 レシートプリンター等周辺機器	決済金額※4 消費者へのポイント <b>5%</b> 還元	決済手数料※5 加盟店手数料が <b>3.25%</b> 以下に さらにその <b>1/3</b> を補助	決済端末※6 端末代金の自己負担額 <b>0円</b> 電子マネーリーダー クレジットカードリーダー
	無	対象外				

- ※1 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※2 補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※3 3万円未満のレジの場合は自己負担額が**1/5**となる。タブレットは自己負担額が**1/2**となる  
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円(別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり)
- ※4 中小・小規模事業者は**5%**還元、フランチャイズ等の場合は**2%**還元となる。還元対象となる取引は4月以降に発表予定だが自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
- ※5 本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)
- ※6 本制度の対象となる決済事業者が提供する端末に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)

## お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111 <https://kzt-hojo.jp/>  
 キャッシュレスポイント還元窓口 ☎0570-000-655 <https://cashless.go.jp/>

ご相談は豊田商工会議所  
中小企業相談所・各支所へ!!

- 中小企業相談所(経営相談) TEL: 0565-32-4593
- 上郷支所 TEL: 0565-21-0019
- 高岡支所 TEL: 0565-52-3047
- 猿投支所 TEL: 0565-45-1212
- 松平支所 TEL: 0565-58-0025